定

特定調達公告

平

成 30 例 年 3 月 23 日 入札公告 規 則

葉県県営住宅設置管理条例施行規則 \mathcal{O}

平成三十年三月二十三日 部を改正する規則をここに公布する。

千葉県知事

鈴

木

栄

治

千葉県規則第七号 千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 千葉県県営住宅設置管理条例施行規則 (昭和三十五年千葉県規則第五十五号) 0) 部

別表第一千葉市の項中

兀

几

 \bigcirc \bigcirc

交番その他の派出所及び駐在所の名称、

位置及び管轄区域に関する規則の一部

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

を改正する規則

海浜検見川県営住宅駐車場 海浜幕張県営住宅駐車場 みつわ台県営住宅駐車場 幕張東県営住宅駐車場 幕張東県営住宅駐車場 東寺山第二県営住宅駐車場 垂 六、〇〇〇円 五〇〇円 000円 五〇〇円 〇〇〇円 五〇〇円 を に改め、 同表中

富津市 浦安市 浦安堀江県営住宅駐車場 富津県営住宅駐車場 五〇〇円 五〇〇円

を

浦安市 富津市 浦安堀江県営住宅駐車場 浦安高洲県営住宅駐車場 富津県営住宅駐車場 七、 五〇〇円 000年 五〇〇円 に改め

この規則は、

 Ξ

附

四 三

平成 30 年 3 月 23 日

都市計画火葬場の関係図書の縦覧 都市計画地区計画の関係図書の縦覧

(二件)

市

計画下水道の関係図書の縦覧(三

件

 \bigcirc \bigcirc

警備員等の検定の実施

警備員指導教育責任者講習の実施

公安委員会告示

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示

(金曜日)

選挙管理委員会告示

0

地方自治法施行令に基づく返還金の収納事務の委託

 $\stackrel{--}{=}$

る。

道路交通法に基づく放置違反金の収納事務の委託 土地区画整理組合の事業計画の変更認可(二件)

教育委員会教育長告示

 \bigcirc

都市計画市場事業の認可

道路区域の変更

認定訓練運営費・設備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県労働者福祉資金融資制度要綱の一部を改正する告示 千葉県立地企業補助金交付要綱の一部を改正する告示 昭和五十三年千葉県告示第六百九十五号の一部を改正する告示

地方自治法施行令に基づく償還金の収納事務の委託

地方自治法施行令に基づく県民税等に係る徴収金の収納事務の委

千葉県公営企業の業務状況の公表

認定訓練等施設費補助金交付要綱の一部を改正する告示

九

七六六六五四

五.

五.

平成30年3月23日

千葉県公安委員会規則第1号

五.

平成三十年四月一 日から施行する。

安

委

員

会

規

則

千葉県道路交通法施行細則の一 ·部を改正する規則をここに公布する

千葉県公安委員会委員長 衎 藤 健太郎

平成 月 (金曜日 30年3

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

ように改正する。 千葉県道路交通法施行細則(昭和35年千葉県公安委員会規則第12号)の一部を次の

第2条第4項に次の3号を加える

- (6)法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請(以下「証明書 の交付申請」という。)
- (7)施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届 出(以下「証明書の記載事項の変更届出」という。)

(8) 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請(以下 第2条第5項に次の4号を加える 「証明書の再交付申請」という。)

(4) 免許の取消し申請

(5) 証明書の交付申請

(6) 証明書の記載事項の変更届出

(7) 証明書の再交付申請

第2条第7項及び第8項を削る。

ハ、横9センチメートル)」を削る。 等」を「型、自動車登録番号標又は車両番号標等」に改め、「(寸法縦6センチメー 動車の届出に係る場合にあつては、各1通)」を「各1通」に改め、同項第1号中「型 という。)等」に改め、「(寸法縦6センチメートル、横9センチメートル)」を削る。 両法による自動車登録番号標又は車両番号標(以下「自動車登録番号標又は車両番号標」 第4条の2第1項中「2通を」を「1通を」に、 第4条第1項中「2通」を「1通」に改め、同項第1号中「型等」を「型、道路運送 「各2通(ただし、道路維持作業用自

第7条第1号アに次のように加える。

(エ) 二輪の自転車のうち、タンデム自転車(2人乗り用としての構造を有し、か 部の座席に乗車させる場合 つ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。) に運転者以外の者1人を後

第9条第9号中「道路運送車両法による」を削る

運転免許証」を加え、同項第3号を削る。 第9条の2第1項第2号中「住民票」の次に「の写し又は法第92条第1項に規定する

に係るものに限る。)又は免許の取消し申請を申請者」に改める。 第18条の2第2号中「優良運転者が優良運転者」を「免許証の更新申請(優良運転者

第

3311号

別表第3県道成田松尾線の項中「及び山武郡芝山町」を「、山武郡芝山町」に改め、

柳谷32番11」を加え、同表酒々井町道1B-166号線の項の次に次のように加え 「1,130番1」の次に「地先まで及び山武郡芝山町大里字木戸場78番1地先から字

> 横芝光町道B212 横芝光町道 I — 1 号線 芝山町道4BL-00 7 9 号線 芝山町道4BL-00 2 9 号線 芝山町道3BL-01 芝山町道2BL-00 6 2 号線 卓 山武郡芝山町宝馬219番1地先から232番1地先 山武郡芝山町大台3,076番1地先から3, 山武郡芝山町香山新田56番1地先から56番3地先 山武郡横芝光町長山台1番2地先から1番14地先まで 山武郡横芝光町長山台1番14地先から遠山409番 山武郡芝山町香山新田56番3地先から60番6地先 地先まで 地先まで 155番

49号線」に改める 別表第3横芝光町道1500号線の項中「横芝光町道1500号線」 14 「横芝光町道E

別記第5号様式中

| _55.48 | m. 9271. | 1019 | | | | | _ |
|--------|----------|----------------------|-----|-----------|--------|---------|--|
| が開発 | 主運制 | 安全理 | 6 | 1 | 5 | 3 | ω ‡ |
| | | | 雙 | > | 计 | 2 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| · 2016 | · 256 | から | 統 | Ä | か 単 | | の運転に |
| • | • | · | 猫 | | 票 | | たよる |
| ₩ | 4 | # | | | 辨 | | 通勤 |
| | | | 锁 | 解任事由 | 解 任年月日 | | 普通 |
| | | | 務 | 7 | 11. | | 大型 |
| | | | 平 | 死亡 | | | 11 輪 |
| | | | 名 | 7 | 年 | | 普通二輪 |
| | | | 靊 | 退職 | , | | 河 |
| | | | ₩ | 7 | 五 | | 立 |
| 書 | 浬 | 変 | 9 | 樹在 | | | 由転 |
| 職務 | 事業児 | | 華業 | Н | Ш | | |
| 上の地 | 事業所の所在地 | | 所の名 | 解任命令 オ | 氏 名 | \succ | = # |
| 也位 | E地 | | 格 | 7 | | (| A |
| | | | | ・その街 | | K | * * * * * * |
| | | | | (| | | |
| | | | | | | | |
| | | | | \bigcup | | | |
| | | | | | | \succ | |
| _ | | | | 4 | | | |

| # (E | 単門 の 郡屋 | 3/全浬生产 | | (| 9 | (| <u></u> |
|----------|------------|----------|---|----------|---------|-----------------------|-----------------|
| ・・から・・まで | ・・から・・まで | ・・から・・まで | | H | 勤 務 期 間 | У Н Н Н Н | 担 代 令 油 贯 좌 苗 米 |
| | | | | | 勤 務 所 名 | 解任事由 ア 死亡 イ 退 | 解 任 年月日 年 |
| (6) 余 | 前職 | 411 | 突 | | 職名⑤事 | 退職 ウ 転任 エ | Я |
| : 業員数 | 後務上の地位 | F業所の所在地 | | | 「業所の名称 | ェ 解任命令 オ | |
| | | | | | | - その街(| |
| > | | | | | |) | |
| • | | | , | い ない | , L | | |

| め、同様式の備考3中「⑦」を「⑤」に改める。

| (|
|---|
| |
| |
| 第5号様式の2の2 (第9条の2第1項第1号) 運転管理経歴証明書 住 所 |
| 第9条の2第1項第1号) 選転管理経歴証明書 毎年 月から 年 月間 年 月から 年 月間 年 月から 年 月間 年 月から 年 月間 年 月まで 月間 年 月まで 年 月まで 月間 年 月まで 月まで 月 間 年 月まで 日 |
| |

第5号様式の3 (第9条の2第1項第1号) 別記第5号様式の3の備考以外の部分を次のように改める。

| - | | 千 | | | 葉 | | | 果 | | \$ | 超 | | 平成 3 | 80 年 | 3月23 | 日(金 | <u> </u> |
|--------------------|------------|---------|--------|-----|--------|-----|--------|--------|--------|-----|--------|------------------|------|------|------|--------------------------|----------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | ; |
| 1 | | | | | | | | | | | | ⊞- | # | 果 | 帝 | | |
| 上記の | | | | | | | | | | | | 動 | | | | | 1 |
| 2 | 雪雪 | | | | | | | | | | | III | 平 | | | | ľ |
| おりて | 明 | | | | | | | | | | | 9 | 月 | | | | 5 |
| 相違 | 横 | | | | | | | | | | | 種 | | | | 111 111 | 7 |
| 上記のとおり相違ないこ 年 月 | | | | | | | | | | | | 類 | Ш | 4 | 甲 | 環 | 1 |
| | (雇用者、 | | | | | | | | | | | | | | | 副安全運転管理者の運転経歴に関する証明書 | 1 |
| とを証明する。日 | | 平 | 件 | 平 | 件 | 年 | 件 | 平 | 年 | 平 | 年 | 崖 | | | | 好管 王 | 1 |
| 思す | 業所 | | | | | , | | | | , | | | | | | 3年里 | , |
| Š | 事業所の長等の証明) | 出来 | 月から | 月まで | 月から | 月まで | 月から | 五米 | 月から | 月まで | 月から | 拽 | | | | の運 | |
| | 等の | SH H | Ğν | S | σ'n | Ÿ | σ'n | ₩ W | 5, | Ÿ | 5 | | | | | 5経/ | |
| | 証明 | | | | | | | | | | | 期 | | | | 熱い | |
| | 1) | + | Ĥ | + | Ħ | 4 | Ħ | + | Ħ | + | Ĥ | | | | | 関する | |
| | | | ш | | ш | | ш | 5 | ш | 5 | ш | 三 | 平 | | | 温る | |
| | | Ē | 田 덈 | Ē | □ ⊞ | | ш Ш | Ē | 프 프 | Ē | ш # | | | | | 明書 | |
| | | | | | | | | | | | | 業 | 月 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 務 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 内 | ш | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | # | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 谷 | | | | | |

翠 浬

この規則は、 平成30年4月1日から施行する

る規則をここに公布する, 交番その他の派出所及び駐在所の名称、 位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正す | 千葉県告示第百三十号

平成30年3月23日

千葉県公安委員会規則第2号 千葉県公安委員会委員長

在

轃

健太郎

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改 正する規則

県公安委員会規則第16号)の一部を次のように改正する 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び管轄区域に関する規則(平成6年千葉

別表千葉北警察署の項(直轄)の目作新台交番の節の次に次のように加える。

| | | 王 |
|--|--------------|-------------|
| | 区山田町 | 千葉市稲毛 |
| | 町、山王町、長沼原町及び | 千葉市稲毛区のうち小深 |

中「、下太田」の次に「、にいはる工業団地」を加え、同表市原警察署の項中「市原市姉 小青田三丁目、小青田四丁目、小青田五丁目」を、 目、大室二丁目、大室三丁目」を、 表匝瑳警察署の項中「匝瑳市八日市場ホ」を「匝瑳市飯倉」に改め、同表茂原警察署の項 丘西八丁目」を加え、同表柏警察署の項中「大島田」の次に「、大島田一丁目」を加え、 丘西三丁目、緑が丘西四丁目、緑が丘西五丁目、緑が丘西六丁目、緑が丘西七丁目、緑が 八千代警察署の項中「緑が丘五丁目」の次に「、緑が丘西一丁目、緑が丘西二丁目、緑が 「高柳、」を「高柳、高柳一丁目、高柳二丁目、」に改め、「大室」の次に「、大室一丁 二丁目、姉崎東三丁目」を加える。 別表千葉北警察署の項中「小深町、山王町、長沼原町及び六方町並びに」を削り、同表 を「市原市姉崎東一丁目」に改め、 「柏インター東」の次に「、船戸一丁目、船戸二丁目、船戸三丁目」を加え、同 「小青田」の次に「、小青田一丁目、小青田二丁目、 「姉崎西三丁目」の次に「、姉崎東一丁目、姉崎 「岩井新田」の次に「、大島田二丁

30年3月28日から施行する この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表千葉北警察署の項の改正規定は、

#

告

示

千葉県告示第百二十九号 地方公営企業法 (昭和二十七年法律第二百九十二号)第四十条の二第一項の規定によ

職氏名

(III)

千葉県公営企業の業務状況を別冊のとおり公表する。

平成三十年三月二十三日

り、

千葉県知事 鈴 木 栄

治

り、千葉県県税条例(平成十九年千葉県条例第一号)に基づく県民税 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条の二第一項の規定によ (個人の市町村民税

株式会社ローソン

東京都品川区大崎

丁目

IJ

IJ

番二号

目一

○番

一号

山崎製パン株式会

東京都千代田区岩本町三丁

IJ

IJ

ミニストップ株式

千葉市美浜区中瀬一丁目五 町大字久地六六五番地の 広島県広島市安佐北区安佐

IJ

IJ

IJ

IJ

番地

株式会社ポプラ

株

式会社ファ

3

東京都豊島区東池袋三丁目

IJ

IJ

番一号

株

式

会社エ

ヌ・

東京都江東区豊洲三丁目三

委託による徴

IJ

事務の取りま

金の収納の

ティ・ティ・デー

番三号

イレブン・ジャパ 株式会社セブンー

地八

東京都千代田区二番町八番

IJ

IJ

株式会社セーブオ

群馬県前橋市亀里町九〇〇

IJ

IJ

西五丁目四二一番地

北海道札幌市中央区南九条

IJ

IJ

東京都港区港南一丁目八番

収納

IJ

ける徴収金の 加盟店舗にお

十三年三月三十

日まで

番地

株式会社セイコー

情報サービス 株式会社しんきん

二七号

チェーン株式会社

一番一号

分グローサーズ

東京都中央区日本橋一丁目

直営店舗及び

一日から平成三平成三十年四月

含む。)、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税(現金により納付

と併せて徴収される個人の県民税を除く。)、

事業税

(併せて徴収する地方法人特別税を

の収納事務を次のとおり委託した。 資産税及び狩猟税(普通徴収のものに限る。)に係る徴収金(以下「徴収金」という。) するものに限る。)、軽油引取税、自動車税(普通徴収のものに限る。)、鉱区税、固定

平成三十年三月二十三日 名 称 所 在 地 千葉県知事 委託内容 木 委託期間 栄 治

|子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)に基づく資金の貸付けに 千葉県告示第百三十一号 係る元利償還金(以下「償還金」という。)の収納事務を次のとおり委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

千葉県知事 鈴 木 栄 治

平成三十年三月二十三日

| | Я | ティ・ティ・デー | 株式会社エヌ・ | | 株式会社ローソン | 社 | 山崎製パン株式会 | 会社 | ミニストップ株式 | | 株式会社ポプラ | リーマート | 株式会社ファミ | ン | イレブン・ジャパ | 株式会社セブン― | ン | 株式会社セーブオ | マート | 株式会社セイコー | 情報サービス | 株式会社しんきん | | | チェーン株式会社 | 国分グローサーズ | 名称 |
|----|--------|----------|--------------|------|--------------|--------|--------------|-----|--------------|--------------|--------------|-------|--------------|---|----------|--------------|----|--------------|-----------|--------------|--------|--------------|------|---------|----------|--------------|------|
| | | 番三号 | 東京都江東区豊洲三丁目三 | 一番二号 | 東京都品川区大崎一丁目一 | 目一〇番一号 | 東京都千代田区岩本町三丁 | 番地一 | 千葉市美浜区中瀬一丁目五 | 町大字久地六六五番地の一 | 広島県広島市安佐北区安佐 | 一番一号 | 東京都豊島区東池袋三丁目 | | 地八 | 東京都千代田区二番町八番 | 番地 | 群馬県前橋市亀里町九〇〇 | 西五丁目四二一番地 | 北海道札幌市中央区南九条 | 二七号 | 東京都港区港南一丁目八番 | | | 一番一号 | 東京都中央区日本橋一丁目 | 所在地 |
| とめ | 事務の取りま | 還金の収納の | 委託による償 | | IJ | | IJ | | IJ | | IJ | | IJ | | | IJ | | IJ | | IJ | | IJ | 収納 | ける償還金の | 加盟店舗にお | 直営店舗及び | 委託内容 |
| | | | " | | 11 | | " | | " | | IJ | | " | | | IJ | | IJ | | IJ | | IJ | 一日まで | 十三年三月三十 | 一日から平成三 | 平成三十年四月 | 委託期間 |

千葉県告示第百三十二号

地域の指定)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。 昭和五十三年千葉県告示第六百九十五号(航空機騒音に係る環境基準の地域類型ごとの

なお、関係図書は、千葉県環境生活部大気保全課において縦覧に供する。 平成三十年三月二十三日 千葉県知事 木 栄 治

別表第一に備考として次のように加える。 指定地域の表中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に改める。

に備考として次のように加える。

別表の別図第一及び別図第二を削る。 別図第二は省略し、千葉県環境生活部大気保全課において縦覧に供する。

別表第二松尾工業団地の項中「松尾町借毛本郷」の下に「、松尾町下野」を加え、

別図第一は省略し、千葉県環境生活部大気保全課において縦覧に供する。

千葉県立地企業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 平成三十年三月二十三日

千葉県知事 鈴 木 栄 治

千葉県告示第百三十三号

千葉県立地企業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県立地企業補助金交付要綱(平成二十六年千葉県告示第四百四号) の 一部を次の

に関する法律」を「旧地域産業集積形成法」に改める。 え、同条第二十二号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化 九年法律第四十号」の下に「。次号において「旧地域産業集積形成法」という。」を加 する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十七号)による改正前の企業立地 に関する法律」を「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関 の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に改め、 第二条第二十一号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化 「平成十

に改める。 木更津都市計画事業金田西特定土地区画整理事業の施行地区及びネクストコア千葉誉田. 別表第一中「及び木更津都市計画事業金田西特定土地区画整理事業の施行地区」を「、

日 から施行する。 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。 ただし、 第二条の改正規定は、

公示の

平成三十年三月二十三日 葉県労働者福祉資金融資制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

千葉県知事 鈴 木 栄 治

千葉県告示第百三十四号

千葉県労働者福祉資金融資制度要綱の一部を改正する告示

を次のように改正する。 千葉県労働者福祉資金融資制度要綱(昭和五十八年千葉県告示第三百二十五号)の

ント」に改め、「連帯保証人一人以上及び」を削る。 セント」に改め、同表離職者生活安定資金の項中「一・五パーセント」を「一・二パーセ に改め、同表育児・介護休業者生活安定資金の項中「一・九パーセント」を「一・○パー 別表中小企業労働者生活安定資金の項中「二・二パーセント」を「一・七パーセント」

別記第一号様式を次のように改める。

同表

(経過措置)

福祉資金については、 に中央労働金庫が融資する福祉資金について適用し、 改正後の千葉県労働者福祉資金融資制度要綱別表の規定は、この告示の施行の日以後 なお従前の例による。 同日前に中央労働金庫が融資した

認定訓練運営費・設備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 平成三十年三月二十三日 治

千葉県知事 鈴 木 栄

千葉県告示第百三十五号

認定訓練運営費・設備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

認定訓練運営費・設備費補助金交付要綱(昭和三十三年千葉県告示第三百六十五号)

0)

事業実施状況報告書」の下に「及び第七条の交付請求書」を加え、 部を次のように改正する。 第九条第一項中「及び第五条」を「、第五条」に改め、 「認定訓練運営費・設備費補 同条第三項を削る。

別表第一号の表を次のように改める。

| 経費 経費 経費 経費 (本) |
|---|
| 経費 経費・の他知事が必要か と思りる経費・の適のと思りる経費・の適のと思りる経費・ |
| 二 |
| 内三の |

別記第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

| 、別 記 [| 第二号様式(第五条) |
|--------------------------------------|---|
| (4) 申請受理番号 申請受理番号 | 認定訓練運営費・設備費補助事業実施状況報告書 |
| 認定訓練運営費・設備費補助金交付申請書 1 | 年 月 月 |
| 年3月 | |
| · | 平 |
| | のかたようなはく共) |
| 氏 名 | を採むては仕事者を) |
| | 上が次〇 28 日 上 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 |
| 名称及び代表者名) | 年 月 日付け 第 号の をもつて交付決定された補助事業 |
| 年度認定訓練運営費・設備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次 | について 年10月31日現在の実施状況を次のとおり報告します。 |
| 県 のとおり申請します。 | 1 訓練生の増減 |
| 1 交付を受けようとする補助金の額 円 | 2 設備費に関する実施状況 |
| 葉 2 認定訓練開始年月日 年 月 日 | 3 事業に要する経費の支出状況 |
| 3 補助事業の内容 | |
| 4 事業に要する経費 | |
| | |
| 第13311号 | |
| | |

| (金) 第一号書具 (第二条) | 第一号模式 (第三条) 認定訓練等組設要補助を文件申請書 年 月 日 千葉県知事 様 所在地 名 称 氏 名 称 日 1 交付を受けようとする補助をの交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとお までの補助事業の進捗状況 1 交付を受けようとする補助をの数 日 2 補助事業の内容 3 環境訓練共同施設設置計画書 4 事業に要する経費 | | |
|---|--|--------------------------------------|--------------------------|
| 原信訓練等施設費補助金交付申請書 「主要原知事 様 所在地 名 称 氏 名 称 氏 名 | # 月 日 千葉県和事 - 千葉県和事 - 千葉県和事 - 千葉県和事 - 千葉県和事 - 「「石地 名 称 氏 名 称 氏 名 称 氏 名 称 氏 名 称 氏 名 称 たけを受けたうとする補助金の受付を受けたいので、関係書類を添えて次のとお - 本業に要する経費・ - 本業に要すると述述を含えて次のと述者・ - 本業に要すると述述を含えて次のと述述を含えて来ると述述を含えて来ると述述を含えて来ると述述を含えて来ると述述を含えて来ると述述を含えて来ると述述を含えて来ると述述を含えて来ると述述を含えて来ると述述を含えて来ると述述を含えて来ると述述を含えて来ると述述を含えて来 | 第一号様式 | |
| ## | 超定削線等施設費補助金交付申請書 年 月 日 千葉県知事 様 「所在地 名 称 氏 名 称 氏 名 称 () () () () () () () () () () () () () (| | 認定訓練等施設費補助事業状 |
| 年 月 日 千葉県如事 様 デ在地 名 称 氏 名 称 () 中請します。 1 交付を受けようとする補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとお () 申請します。 1 交付を受けようとする補助金の類 日 2 補助事業の内容 4 事業に要する経費 | 年 月 日 千葉県知事 様 所作地 名 称 名 称 兵 名 称 兵 名 称 兵 名 称 兵 名 称 兵 名 称 東部します。 交付を受けようとする補助金の類 円 | | |
| 千葉県知事 様 所在地名 称 | 千集県知事 様 所在地 名 称 名 称 兵 名 称 兵 名 称 兵 名 称 兵 名 称 兵 名 称 兵 名 称 兵 名 称 兵 名 解 | 年 月 | |
| F | 千葉県知事 様 所在地名 条 名 条 名 条 氏 名 条 氏 名 条 氏 名 所住地 名 株 氏 名 年度認定訓練等施設費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとお申請します。 文付を受けようとする補助金の額 甲 補助事業の内容 職業訓練共同施設設置計画書 事業に要する経費 | | |
| 所在地 名 称 氏 名 称 氏 名 称 氏 名 称 氏 名 新 氏 名 動 前します。 1 交付を受けようとする補助金の変付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。 2 補助事業の内容 3 職業訓練共同施設設置計画書 4 事業に要する経費 | 所在地名 称 | 千葉県知事 | |
| 所在地名 株 氏名 株 | 所在地名 称 | | |
| 名 株 氏 名 ・ ・ | 名 称 氏名 の 氏名 の 氏名 の 氏名 の の文付を受けたいので、関係書類を添えて次のとお 申請します。 文付を受けようとする補助金の額 相助事業の内容 職業訓練共同施設設置計画書 事業に要する経費 | | |
| 氏名 ⑪ 年度認定訓練等施設費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。 1 交付を受けようとする補助金の額 円 ② 補助事業の内容 3 職業訓練共同施設設置計画書 4 事業に要する経費 | 氏名 愈 年度認定訓練等施設費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとお 申請します。 交付を受けようとする補助金の額 円 補助事業の内容 職業訓練共同施設設置計画書 事業に要する経費 | | |
| 年度認定訓練等施設費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。 1 交付を受けようとする補助金の額 円 2 補助事業の内容 3 職業訓練共同施設設置計画書 4 事業に要する経費 | 年度認定訓練等施設費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとお申請します。 交付を受けようとする補助金の額 円 補助事業の内容 職業訓練共同施設設置計画書 事業に要する経費 | 氏 名 | |
| 年度認定訓練等施設費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。 1 交付を受けようとする補助金の額 円 2 補助事業の内容 3 職業訓練共同施設設置計画書 4 事業に要する経費 | 年度認定訓練等施設費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとお申請します。 交付を受けようとする補助金の額 円 補助事業の内容 職業訓練共同施設設置計画書 事業に要する経費 | | 年 |
| 9 申請します。 | 申請します。 1 交付を受けようとする補助金の額 円 権助事業の内容 2 職業訓練共同施設設置計画書 事業に要する経費 | 年度認定訓練等施設費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとお | までの補助事業の実施状況を次のとおり報告します。 |
| 1 交付を受けようとする補助金の額 円 2 相助事業の内容 3 職業訓練共同施設設置計画書 4 事業に要する経費 | 2 補助事業の内容 職業訓練共同施設設置計画書 事業に要する経費 | | |
| 1 交付を受けようとする補助金の額 円 2 2 補助事業の内容 3 職業訓練共同施設設置計画書 4 事業に要する経費 | 交付を受けようとする補助金の領 円 復 | | |
| (権助事業の内容) 職業訓練共同施設設置計画書 事業に要する経費 | 権助事業の内容 職業訓練共同施設設置計画書 事業に要する経費 事業に要する経費 1 日本 | 交付を受けようとする補助金の額 | |
| 2 & 4 | | | |
| ω 4 | | 2 | |
| 4. | | | |
| 第13311号 | | 4 | |
| 男 33 1 写 | | | |
| 第1331 | | | |
| | | | |

| | 第三号様式(第九条) | 路線名 船橋我孫子線 |
|--|--|--|
| 1 | 급하 나가 입자 작가 가지 나는 기업 작가 대한 '요ㅎ ~가가 아닐 하는 아니 요ㅎ ~가지 나가 다른 아니 요ㅎ | |
| 中央 | I | 「「「「」」「「」」「「」」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」 |
| 世界の経費を持つが高速を持つが高速を表示していて、平成二十年二月二十三日 を受け、不成二十年二月二十三日 を受け、不成二十年二月二十二日 を受け、不成一十二十二日を受け、不成一十二十二日を受け、不成一十二十二日を受け、不成一十二十二日を受け、不成二十年二月二十二日 を受け、不成二十年二月二十二日 を受け、不成二十年二月二十二日 を受け、不成二十年二月二十二日 を受け、不成二十年二月二十二日 を受け、不成二十年二月二十二日 を受け、不成二十年二月二十二日 を受け、不成二十年 との対し、一、たじメートルまで を乗続に関いて、下、大の一、大の一、大の一、大の一、大の一、大の一、大の一、大の一、大の一、大の一 | | 市大島田字 前 |
| 一直路の経額 | Я | 五九番一 一一・九七メートルま |
| 中海報告報 | | ら五九 後 一一・九二メートルから 二五 |
| 1 第三年 1 第三年 1 | | 一地先まで 一 一・九七メートル |
| 当時間 | | |
| 2 | 所在地 | 千葉県告示第百三十八号 |
| 2 | | 三年法律第百号)第五十九条第一 |
| 1 | 名 | 場事業を次のとおり認可した。 |
| 1 | | 平成三十年三月二十三日 |
| 1 | | |
| 1 書写参繁 日 日から 版田市 | | \mathcal{O} |
| 2 高男琳維の沿橋遠語 中 月 日から 前行する。 1 道路の種類 県道 日 日から施行する。 1 道路の種類 県道 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | 補助金額 | 田 |
| 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 | | 都市計画事業の種類及 |
| 3 | 補助事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日ま | 都市計画市場事業成田市 |
| 3 | | |
| 4 無無に関したook 政田市天神峰字道場地内 5 中葉県告示第百三十七号 1 直路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次でのとおり変更した。 | | から平成三十二年三月三十一 |
| 4 無機に対した驚嘆 | | |
| では、平成三十年四月一日から施行する。 | | の部分 成田市 |
| 一道路の種類 県道 | | 用の部分 な |
| 一道路の種類 県道 | | 千葉県告示第百三十九号 |
| 一 道路の種類 県道 | | 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第 |
| 一 道路の種類 県道 | 告示は、平成三十年四月一日か |)忍丁(い。関宿台町東土地区画整理組合の事業計画 |
| 一 道路の種類 県道 | 千葉県告示第百三十七号 | |
| 一 道路の種類 県道 一 道路の種類 県道 一 千葉県知事 鈴 木 栄 治 三 設立認可の年月日 三 平成三十年三月二十三日 三 平成三十年三月二十三日 三 平成三十年 三 野田市関宿台町二、六九九番地三月二十三日から三週間、縦覧に供する。 二 事務所の所在地 二 事務所の所在地 四とおり変更した。 | 法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路 | 千葉県知事 |
| 一 道路の種類 県道 千葉県知事 鈴 木 栄 治 三 設立認可の年月日 千葉県知事 鈴 木 栄 治 三 設立認可の年月日 平成三十年三月二十三日 千葉県知事 鈴 木 栄 治 三 設立認可の年月日 三月二十三日から三週間、縦覧に供する。 二 事務所の所在地 三月二十三日から三週間、縦覧に供する。 二 事務所において、平成三十年 四 野田市関宿台町東土地区画整理 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、平成三十年 四 田市関宿台町東土地区画整理 コープログロ | とおり変更した。 | \mathcal{O} |
| 一 道路の種類 県道 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、 | 野田市関宿台町東土地区画整理 |
| 一 道路の種類 県道 | 縦覧に供 | 事務所の所在 |
| 一 道路の種類 県道 | | 市関宿台町二、 |
| 一 道路の種類 県道 平成六年二月四 | 鈴木栄 | 設立認可の |
| | 一 道路の種類 県道 | 平成六年二月四日 |

東京都千代田区岩本町三丁

IJ

IJ

番地一

千葉市美浜区中瀬

一丁目

五.

IJ

IJ

広島県広島市安佐北区安佐

IJ

IJ

町大字久地六六五番地の

東京都豊島区東池袋三丁

目

IJ

番一号

東京都品川区

大崎

丁目

IJ

IJ

番二号

目一〇番一号

教 育 委 員 会 教 育 長 告 示

番三号

東京都江東区豊洲三丁目三

置違反金の収委託による放

納の事務の りまとめ

取

千葉県教育委員会教育長告示第四号

葉県奨学資金貸付条例(昭和四十年千葉県条例第四十三号)に基づく奨学資金貸付金返還 地方自治法施行令 (以下「返還金」という。) の収納事務を次のとおり委託した。 (昭和二十二年政令第十六号) 第百五十八条第一項の規定により、

平成三十年三月二十三日

| | 千葉県教育委員 | 員会教育長 内 | 藤敏也 |
|----------|--------------|---------|---------|
| 名称 | 所在地 | 委託内容 | 委託期間 |
| 国分グローサーズ | 東京都中央区日本橋一丁目 | 直営店舗及び | 平成三十年四月 |
| チェーン株式会社 | 一番一号 | 加盟店舗にお | 一日から平成三 |
| | | ける返還金の | 十三年三月三十 |

地八

東京都千代田

区二番町八

番

IJ

番地

群馬県前橋市

亀里町九〇〇

IJ

IJ

北海道札幌市中央区南九

条

IJ

IJ

西五丁目四二一番地

東京都港区港南一丁目

八

番

IJ

IJ

一七号

| 成30年3月23日 | | | 葉 | | 報 第13 | 3 1 1号 |
|---|--|---|--|-----------------------------|-------------------------|---|
| 「 ・ | 平成三十年三月二十三日公職選挙法令施行規程の一 選 災 | タイ・ティ・データ | 株式会社ローソン | 株式会社ポプラ | リーマート 株式会社セブン― 株式会社セブンー | 株式会社セーブオ株式会社セーブオ |
| | 田 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 番三号 番三号 | 東京都千代田区岩本町三丁東京都千代田区岩本町三丁 | 番地一町大字久地六六五番地の一町大字久地六六五番地の一 | 三 | 群馬県前橋市亀里町九〇〇 工七号 工七号 工一番地 西五丁目四二一番地 西五丁目四二一番地 |
| プレミア東松戸の理委員会告示第五 | める示 | 事務の取りま 要託による返 | " " | 11 11 | II II | 収 納 " " |
| 1号)の一部を次のように1分のように1分のの次に次のように1分の一部を次のよ | 長谷川康博 | II . | 11 11 | " | 11 11 | リリアの日まで |
| を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。 合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受 継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項 | という。)の父付を受けている者であって、次のいすれかに該当するもの (1)最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2)警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下 「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限 る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付 | 2 4 2 2 3 2 4 3 2 4 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 | 2 講習の期日及び時間 平成30年6月13日(水曜日)及び14日(木曜日)の午前9時から午後5時まで | 講習に係る警法第2条第1 | 告 示 という。) 第22条第2 | この告示は、公示の日から施行する。 |

第13311号

<u>葉</u>

県

平成 30 年 3 月 23 日(金曜日

る1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る旧検定規則第8条の合格証 (以下「合格証」という。)の交付を受けている者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた

後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

- 5 受講定員
- 4 0 X
- 講習業務の委託

講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。

- 7 受講申込手続等
- (1) 受講申込手続

ア 申込方法

受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署(千葉県以外に住所を有する者にあっては、千葉県内の最寄りの警察署)に提出すること。

なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

、 受講申込票受付期間等

平成30年5月7日(月曜日)から11日(金曜日)までの午前9時から午後5 \$まで

(2) 受講者決定通知

受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を 受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。

なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。

- (3)受講手続等
- ノニージ

受講者として決定された者は、講習規則別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。

1 受講申込書受付期間等

平成30年5月28日 (月曜日) から6月1日 (金曜日) までの午前9時から午後5時まで

- ウ 添付書類
- (ア) 4 (1) に該当する者

2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写

- (イ) 4 (2) に該当する者◇ なぎままで これがま
- 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し 4 (3)に該当する者

(7)

(H)

合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し 4 (4)に該当する者

合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4 (5) に該当する者

合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(4)受講手数料等

受講手数料

- 14,000円
- 千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入するこ

なお、既納の受講手数料は、還付しない

講習に関する問合せ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備業係 電話043(201)0110

千葉県公安委員会告示第9号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。

平成30年3月23日

千葉県公安委員会委員長 佐藤 健太郎

検定に係る警備業務の種別及び級

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第1条第4号に規定する交通誘導警備業務 2級

検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日

平成30年7月5日 (木曜日) 午前9時から午後5時まで

検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所

ω

千葉市美浜区高洲三丁目8番5号 ヴェルシオーネ若潮

受検定員及び受検資格

4

(1)受検定員

30

(2) 受検資格

千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員

- 5 受検申込手続等
- (1)受検申込手続

第13311号

察署に提出すること。 属する警備員である場合にあっては、その営業所の所在地を含む。)を管轄する警 付けの受検申込票に必要事項を記入し、住所地(受検希望者が千葉県内の営業所に 受検を希望する者(以下「受検希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備

A

申込みは、受け付けない。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う

受檢申込票受付期間等

5 専まぐ 平成30年5月21日(月曜日)から25日(金曜日)までの午前9時から午後

(2) 受検者決定通知

受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。 受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を

なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する

(3) 検定申請手続等

A

入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること, 検定申請手続 受検者として決定された者は、規則別記様式第1号の検定申請書に必要事項を記

檢定申請受付期間等 平成30年6月11日 (月曜日) から15日

5 時まべ

か 添付書類

(ア) 住所地を疎明する書面 (千葉県内の営業所に属する警備員にあっては、 業所に属することを疎明する書面) その宮

(イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長 氏名及び撮影年月日を記入したもの) さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に

(4) 検定手数料等

検定手数料

14,000円

納入方法

千葉県収入証紙により、検定申請時に納入するこ

なお、既納の検定手数料は、還付しない。

問合せ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備業係 電話043(201)0110

公

告

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。 画の関係図書の送付があったので、 平成三十年三月二十三日船橋市の決定に係る船橋都市計画地区計画しらさぎ地区地区計 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十条第二

平成三十年三月二十三日

千葉県知事 鈴 木 栄

治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

|画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二 項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。 平成三十年三月二十三日印旛郡栄町の決定に係る成田都市計画地区計画十王地区地区計

平成三十年三月二十三日

千葉県知事 鈴 木 栄

治

都市計画火葬場の関係図書の縦覧

(倹曧日) 無べの午漸 9 尋から午嫁 | る同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦 があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す 覧に供する。 平成三十年三月二十三日印旛郡栄町の変更に係る成田都市計画火葬場の関係図書の送付

平成三十年三月二十三日

千葉県知事 鈴 木 栄

治

都市計画下水道の関係図書の縦覧

水道課において縦覧に供する。 道の関係図書の送付があったので、都市計画法 一項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局下 平成三十年三月二十三日松戸市の変更に係る松戸都市計画下水道松戸市第一号公共下水 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第

平成三十年三月二十三日

千葉県知事 鈴 木

栄

治

都市計画下水道の関係図書の縦覧

係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項に 平成三十年三月二十三日柏市の変更に係る柏都市計画下水道柏市第三号公共下水道の関

において縦覧に供する。 おいて準用する同法第二十条第二項の規定により、 千葉県県土整備部都市整備局下水道課

平成三十年三月二十三日

(金曜日)

千葉県知事

鈴

木

栄

治

都市計画下水道の関係図書の縦覧

平成 30年3月23日 係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項に おいて準用する同法第二十条第二項の規定により、 平成三十年三月二十三日柏市の変更に係る柏都市計画下水道柏市第四号公共下水道の関 千葉県県土整備部都市整備局下水道課 ω

平成三十年三月二十三日

において縦覧に供する。

千葉県知事 鈴 木 栄 治

調 達 公 告

特

定

、この特定調達公告に掲載される入札公告等は、 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるもので

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する

平成30年3月23日

千葉県知事 绺 k洣 浴

- 入札に付する事項
- (1) 購入等件名及び数量 地方税ポータルシステムASPサービス提供業務 기 기
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成34年8月31日まで
- (4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所
- (5) 入札方法 契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった ントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端 数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセ
- (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により 難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる
- 入札に参加する者に必要な資格

第

13311号

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない
- 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、 物品においてAの等級

に格付けされている者である

- 3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入 札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止 暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。 等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証 (ICカード)を取得していること。
- (6) 調達案件と同等の契約を履行した実績があること。
- 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 電話043 (223) 2064 千葉県総務部税務課システム管理 \dashv I
- (2)電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-epbis.supercals.jp/portalPublic/
- (3) 入札説明書の交付期間 午前9時から午後5時まぐ に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の 平成30年3月23日から4月12日まで(千葉県の休日
- (4) 入札書の提出期限
- 電子入札システムによる場合の提出期限 平成30年5月2日午後5時
- 紙入札方式による場合の提出期限 平成30年5月2日午後5時
- (5) 開札の日時及び場所 平成30年5月7日午前10時 千葉県庁中庁舎6階管財課
- その街
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2) 入札保証金及び契約保証金
- 人札保証金
- 規則」という。)第99条の規定によるものとする 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務
- (3) 入札者に要求される事項 ればならない。 から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなけ 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事
- (4) 入札参加資格の確認
- 資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認 データを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な を受けていない者は、 この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定する この一般競争入札に参加することができない

- (ア) 提出期限 平成30年4月24日午後5時
- 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。
- イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所 ることができない。 に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加す 出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札 において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提
- (ア) 提出期限 平成30年4月24日午後5時
- (イ) 提出場所 3 (1) に示す場所
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に 求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反 した入札書は、無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否 (7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入 で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。 札者であって、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内 烟
- (8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契 約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであって
- (9) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67 属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る経費の減額又は削除 号) 第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の も、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消す。
- (10) その他 詳細は、入札説明書による。
- (1) Nature and quantity of the services to be required: ASP service for eLTAX (Portal system for local taxes) (1set)
- (2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 2 May, 2018
- (3) Contact point for the notice: Taxation Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2064

| | 第13311号 | 千 | 葉 | 県 | 報 | 平成30年3月23日(金曜日) |
|----------------------------|---------|---|---|---|---|-----------------|
| 購 読 料 | | | | | | |
| 本号(別冊を含む。) | | | | | | |
| 一 一 部 部 箇 月 一、 | | | | | | |
| 一、三〇〇円(送料を含む。) | | | | | | |
| 定期購読申込先 | | | | | | |
| 込先 千葉市中央区市場町一番一号 | | | | | | |
| 千 〇 四 三 | | | | | | |
| ○四三 (二二三) 二一五二 県 | | | | | | |
| ī 五 、二 県 | | | | | | |